

## 令和8年度 豊田地区デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書

### 1 業務名

令和8年度 豊田地区デマンド型乗合タクシー運行業務委託

### 2 根拠法令

道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条

### 3 運行形態

道路運送法施行規則第3条の3第3項に定める区域運行

### 4 委託期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

（運行期間 令和8年11月1日から令和9年1月31日まで（予定））

### 5 運行路線

別紙Aに示す「乗降場所」間の輸送

### 6 業務内容

本業務は、別紙Aに示す「乗降場所」間を利用者の予約に応じて輸送するものであり、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 利用者登録に関すること。
- (2) 利用予約に関すること。
- (3) 運行に関すること。
- (4) 運賃の徴収に関すること。
- (5) 運行管理及び運転者に関すること。
- (6) 車両及び車両搭載機器の保管、整備管理及び修繕に関すること。
- (7) 運行内容に係る関係者との協議・調整に関すること。
- (8) その他、市が必要と認める業務

### 7 運行日

運行日は、日曜日、祝日・休日を除く毎日とする。

ただし、12月29日から1月3日までは運休とする。

### 8 運行便数及び運行時間

1日当たりの運行便数及び運行時間は別紙Bのとおりとする。運行は予約があった場合のみ、予約があった「乗降場所」間を当日の予約状況に応じた効率のよい経路で運行するものとする。なお、1つの便に複数の予約が入った場合は、乗車定員の範囲で乗り合いにより運行するものとする。また、乗車定員を超えた場合は、増発便1台を運行するものとする。

### 9 利用者登録

事前に利用者登録を行い、住所・氏名・生年月日・電話番号・その他必要事項を台帳で管理すること。

### 10 利用予約の受付

利用者からの利用予約の受付は、午前9時から午後5時までとすること。各便の予約受付締切時間は別紙Bのとおりとし、7日先までの予約を受け付けること。

#### 11 徴収する運賃

- (1) 利用者から徴収する運賃の額は別表に定める額とする。
- (2) 徴収した運賃は、翌月末日までに市の指定する方法で納入するものとする。

#### 12 キャンセル料

受託者の責めに帰すべき理由がなく運行がキャンセルされた場合の経費は、双方の協議の上、決定するものとする。

#### 13 車両

当該業務を実施するため、予備車両を含め2台以上確保すること。また、使用する車両の乗車定員は、5人以上とする。

#### 14 運行経費

運行経費は、実際に運行した便数に応じて算出するものとし、1便あたりの運行経費は、実際の運行区間にかかわらず、車両が出発した時点から、当該運行便のすべての利用者が降車した時点までの平均的な所要時間に基づき設定するものとする。

#### 15 地域協議会との会合への参加

運行事業者は、運行に関する協議を行う地域協議会と市の会合に、可能な限り参加する。

#### 16 その他

- (1) 道路運送法等関係法令を遵守し、輸送サービスを行う。
- (2) 道路運送法に規定する必要な許認可を受ける。
- (3) 運行に必要な施設・用地（車両、車庫等）を整備、管理する。
- (4) 運行管理者、車両等への緊急連絡体制を確保する。
- (5) 利用者からの問い合わせに随時、対応する。
- (6) 運転手は制服を着用する。
- (7) 業務中に事故が発生した場合はこれを解決し、不足の事態が発生した場合は対処し、輸送の確保を行う。
- (8) 運行に支障がある場合は、市に連絡するとともに利用者に周知を図る。
- (9) 委託期間中に利用者の利便性向上等のため、本仕様書について変更する必要がある場合は、双方の協議の上、本仕様書の規定を変更することができるものとする。
- (10) その他疑義の生じた場合は、双方の協議により決定する。

#### 別表「運賃表」

運賃（一人一回）	
大人（中学生以上）	300 円
小人（小学生）	150 円
幼児（小学校就学前）	無料
※1. 身体障害者手帳等所持者は半額	
※2. 身体障害者手帳等所持者の介護者は1名迄半額	